

長岡民商 第59回定期総会を開催

コロナ禍を乗り越え、強大な民商を築きましょう

長岡民商は7月22日(木・祝)、さいわいプラザにて第59回定期総会を開催しました。依然としてコロナ禍収束の見通しが立たない中、感染拡大防止を考慮し、時間の短縮等、規模を縮小して行いました。

諸橋修副会長(栃尾支部・食品小売)の開会挨拶の後、酒井光男副会長(北支部・スクラブ)が議長に選出されました。初めに、桃澤政晴会長(北支部・豊製造)が「新型コロナウィルスの感染が再び拡大し、私たち中小業者の営業と暮らしは危機的な状況に追い込まれています。力を合わせてコロナ禍を乗り越えましょう」と挨拶しました。

金内事務局長は総会方針の提案において、長岡民商がこれまでに行ってきた新型コロナウイルス対策の説明、会員自らが仲間を増やす活動や集まりの活発化、消費税率5%への引き下げを求める長岡各界連行動等、今後の運動への参加を呼びかけました。

監物忍会計(西長岡支部・設備配管)が民商一般財政・共済会財政、星野事務局が労働保険事務組合財政に関する説明を行い、これらの会計監査報告を行いました。

役員推薦・選出、総会方針案、民商一般財政・共済会財政・労働保険事務組合財政、会計監査報告が採決され、最後に山田隆副会長(小国支部・自動車飯金)が閉会の挨拶を行い、会を締めくくりました。新型コロナウイルス感染が再び拡大していますが、可能な限り班・支部で集まりましょう。条件に合致する場合は支援金の猶予、国保料の減免など制度を利用してコロナ禍を乗り越えましょう。そして、強く大きな長岡民商を築きましょう。



選出された三役のみなさん

月次支援金

4・5月分の申請は8月15日まで
事前確認の受付期限は8月10日
長岡民商では月次支援金等の申請に関する相談会(予約制)を行っています。登録確認機関による事前確認が必要(一時支援金が支給された場合は不要)であること等、月次支援金の申請は準備に時間を要するため、相談を希望する場合は早急にご連絡ください。

新型コロナに関する共済金について

新潟県でも再び新型コロナが拡大し、誰もが感染する恐れがあります。左記に該当する場合は共済金の対象となりますので、役員または事務局までご連絡ください。

1. 共済会加入者が新型コロナ陽性の場合、入院はもちろん、自宅やホテルに待機を指示された場合も見舞金支払いの対象となります。見舞金の請求には次の書類が必要です。
 - ① 3日以上入院↓領収書が必要
 - ② 自宅やホテルに3日以上待機↓保健所からの証明書(口頭指示のみで、証明書類がない場合は「役員の確認書」を添付)
 - 2. 検査の結果、共済会加入者は陰性だったが、濃厚接触者として自宅待機を指示された場合↓安静加療見舞金支払いの対象となります(添付書類不要)。

※新型コロナウィルス感染症に限り、免責規定は免除されます。

今後の商工新聞と事務所のお休み

①今後の商工新聞について
8月9日号は8月4日(水)より配達します。8月16日号は休刊となり、8月23日号を8月11日(水)より配達します。よろしくお願いたします。

②事務所のお休みについて
8月13日(金)から16日(月)の間、事務所はお盆休みとなります。よろしくお願いたします。

